

ロシアにおける問題点と要望

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|------------------|-------|-----|---------------|---|--|-----------------------------------|
| 2 国産化要請・現地調達率と恩典 | 自動車部品 | (1) | 国産化のための恩典措置なし | ・国産化のためにも自動車部品メーカーに対するロシア進出、および進出後の恩典(関税減免など)が必要だが、現状は無い。(関税減免Decree566が2011年申請で終了、その後の進出メーカーはメリットなし) (継続) | ・D566を持っていない、および新規進出の部品メーカーが適用できる新たな関税減免制度の設定。 | ・自動車; Decree166 ・部品; Decree566 |
| 9 輸出入規制・関税・通関規制 | 時計協 | (1) | 高輸入関税 | ・腕時計の輸入関税率は、従価率となっている。 - 腕時計(ケースに貴金属を使ったもの):7% - 腕時計(上記以外のもの):7% - クロック:15% (税率変更) ・輸入関税が他国と比較して高額である。 (継続) | ・関税の撤廃または低減。 | |
| | 日機輸 | (2) | 関税の突然の変更 | ・国家財政の都合、一部企業のロビイング等で輸入関税が度々変更。ロシアで全く生産されていない品目の関税値上げ案が突如出てくるなど、国際ルールになじまない内容が見られる。 (継続) | ・2012年にロシアはWTOに加入したが、TV関税引き上げや冷蔵庫関税が合意に反する等、要注視。 | |
| | 日鉄連 | (3) | 関税引上げ | ・2009年2月14日より9ヶ月間に亘り、以下の関税引き上げが実施される。 - 線材・棒鋼・形鋼・ステンレス鋼板類(関税10%アップ、関税計15%) - 鋳鉄管・継目無鋼管・溶接鋼管(関税5%アップ、関税計20%) 2009年12月12日、上記品目(2009年9月28日に輸入関税引き下げを発表したステンレス鋼管4品目を除く)の関税引き上げを9ヶ月間延長。 (継続) | | |
| | 日鉄連 | (4) | セーフガード措置 | ・2005年2月3日、ロシア鋼管メーカー3社が、日本他からの輸入品により損害を被ったとしてロシア政府にセーフガード調査を申請し、調査開始。 2006年11月18日、外径508mm超の大径溶接鋼管およびシームレス鋼管を対象に8%の特別関税の賦課を決定(期間3年)。 2009年12月10日、ロシア調査当局が2009年9月に開始した見直し調査の結果、セーフガードの単純延長(3年間、8%)を連邦政府に提案。 (継続) ・2007年12月13日、外径426mm以下のステンレス鋼管にセーフガード調査を開始。 2009年11月2日、ステンレス鋼管(直径426mm以下)19品目で特別関税を3年間賦課決定。 2010年10月26日、ステンレス鋼管の関税28.1% 9.9%へ引き下げ。 (継続) ・2011年1月5日、炭素鋼ファスナー(HSコード 7318 158100、7318 15 8900、7318 15 9009、7318 16 9109、7318 16 9900、7318 21 0009)のセーフガード調査完了、トン当たり282.4ドルの関税賦課を決定。 (継続) | ・WTOに整合する調査の実施。 | |
| | 日鉄連 | | | | ・WTOに整合する調査の実施。 | |
| | 日鉄連 | | | | ・WTOに整合する調査の実施。 | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|------|------|--------------------|---|--|--------------------------------|
| 9 | 日鉄連 | | | (改善) ・12月31日までに官報告示がないことから、本措置は失効していると思われる。 (改善記載済み) | | |
| | 日鉄連 | (5) | 輸入枠の設定 | ・2004年2月1日より対ウクライナ亜鉛めっき鋼板輸入枠を設定し、年間11万トン(月1万トン)に制限。反ダンピング措置と同時に適用。 (継続) | ・制度の撤廃。 | |
| | 日鉄連 | | | ・2005年1月、ロシア政府は従来の鋼管輸入数量枠協定に代わる新たな協定を目指して、05年1月にウクライナの鋼管ミル5社と05年の輸入枠を39.5万トンとし、06年以降輸入枠を毎年2%拡大することで合意。 (継続) | ・制度の撤廃。 | |
| | 日機輸 | (6) | 非効率且つ不透明な通関手続き | ・輸入通関書類が多く、作成に時間がかかり煩雑。 通関ポストによって必要書類が異なる、税関担当者によって判断が異なる。 (継続) | ・必要書類の簡素化。 ・透明性の高い制度、ルールへの変更。 | |
| | 日機輸 | (7) | 通関禁止品の存在 | ・駐在員の引越しや駐在員への福利厚生面での出荷において、食料品全般、医薬品全般が禁止品。サンクトペテルブルグ通関に限りパソコン機器の通関が航空便では不可。 | | |
| | 日機輸 | (8) | 関税同盟内での認可取得プロセスの相違 | ・関税同盟の認可取得プロセスが三国間で異なるため、認可申請に準備する資料が異なる。また、三国でそれぞれ異なる通関チェックを行うため、国ごとに認可申請が必要となる場合がある。 (継続) | ・三国間での共通の認可取得プロセスの構築と、通関時のチェック内容の透明化を望む。 | ・関税同盟技術基準 020/2011、004/2011 |
| | 時計協 | (9) | 輸入手続きの煩瑣・遅滞 | ・時計の輸入通関に際し、インボイス上にアイテム毎に重量、材質、メーカー名等を記載しなければならず、又品名等をロシア語で表記しなければならないため、手間がかかり緊急対応が難しい。 (継続) | ・通関手続の簡素化。 ・通関手続の改善。 ・アイテム毎の表記制度の撤廃。 ・英語による記載も可とすること。 | |
| | 日機輸 | (10) | 不平等な輸入検査の突如の導入 | ・外交問題に起因した、トルコ産品に対する厳格な輸入検査導入。 2015年、16年と比較して改善傾向にあるものの、一部商品は引き続き厳格な検査が実施されている。 (追加) | ・他国産品と平等な取り扱い。 | |
| | 日機輸 | (11) | AEO制度の不備 | ・AEO制度のメリットが低い。 (継続) | ・保証金の引き下げ、管理の要件緩和によるAEOを取得しやすい環境づくり。 ・関税納付の延長、輸入検査率大幅削減、リードタイムの大幅短縮等メリット拡充。 | |
| | 自動部品 | (12) | 煩雑な輸出書類 | ・自動車部品をロシアへ輸出するにあたり、通常のインボイス、Packing list類の他に下記書類を準備する必要があり、輸出業務が他の国と比較して煩雑となっている。 - Contract: 輸出者と輸入者と契約書で、記載される総額を使いきると再契約が必要。 - Appendix: オーダー毎の契約書。 - Free of charge supply Agreement: 無償部品の出荷の際に必要な契約書。 | ・Contractは、不要として頂きたい。 | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|---------|-------|------|--------------------------------------|--|--|---|
| 9 | 日機輸 | (13) | 不安定なロシア - ポーランド間のトラック輸送 | ・2016年2月、ロシア-ポーランド間の国際トラック運送に関する取決めが一時的に失効、ポーランド国籍トラックの使用が全面禁止となり、欧州からの輸入トラック確保が困難となった。 (継続) | ・外交問題を起因とした国際ビジネス環境への悪影響の回避。 | |
| 12 為替管理 | 日機輸 | (1) | 外貨送金規制 | ・契約に基づく外貨送金を行う場合、その事前届出・申請許可制度があり、申請書作成、契約書(注文書は不可、その他各種書類の提出など、手続きが非常に煩雑。(パスポートディール) (継続) | ・外貨送金事前許可制度、及び書類手続きの簡素化。 | ・外貨規制 |
| | 自動部品 | (2) | 経済危機による為替管理の困難 | ・周期的に発生するロシア経済危機(ルーブル暴落)により事業リスクが高く、不安定。特に輸入部品・材料に依存せざるをえない自動車部品は為替変動に大きく左右され、採算が確保できない。 (継続) | ・税率変更など税制面のサポート。 | |
| | 日機輸 | (3) | 為替先物規制 | ・在ロシア企業はロシア国内の銀行以外との為替先物予約契約が不可。 (継続) | ・外貨管理規制の緩和。 | |
| 13 金融 | 日機輸 | (1) | 金融インフラの未整備 | ・ロシアにおけるインターバンク決済が1日に数回しか行われないため、同日付決済が困難。 (継続) | ・金融・銀行制度・金融インフラの整備。 | |
| | 日機輸 | (2) | 資金借入の困難 | ・銀行に対する引当金計上に関する規制が厳しく、融資枠を得ることが困難。 (継続) | ・銀行に対する管理規制の緩和。 | |
| | 日機輸 | (3) | 金融政策・金融制度の問題 | ・当局の外貨規制により取引が煩雑となり、イレギュラーなオペレーションを余儀なくされたり、ビジネスが停滞するケースが頻発している。 | ・外貨規制の簡素化。 ・法令・規則の予見性の向上。 | |
| 14 税制 | 日機輸 | (1) | PE定義 | ・日ソ租税条約第4条に定める建設PE定義に関して、建設・据付工事の監督活動・指導員派遣活動がPE範疇に含まれるか否かが不明確。 (継続、要望変更) | ・適用されるPE定義の明確化。 | ・日ソ租税条約第4条第2項 |
| | JPETA | (2) | 租税条約上の債務者主義採用による駐在員事務所における使用料の源泉徴収義務 | ・ロシアとの租税条約において使用料の所得源泉地として債務者主義が採用されていることにより、駐在員事務所で作借している車、コピー機の使用料に源泉徴収義務が生じている一方、現地業者から日本国の税金負担の理解は得られず、納税義務者である当社の負担にならざるを得ない状況になっている。 (継続) | ・租税条約上の債務者主義撤廃による使用料の源泉徴収義務の廃止。 | ・租税条約 |
| | 日機輸 | (3) | リサイクル税による競争力低下 | ・ロシア国産メーカーも外国メーカーも等しく課税されているが、ロシア国産メーカーはリサイクル税とは関係のない名目で実質的な補填がなされている。外国メーカーも税の減免措置を利用可能であるが、要求基準が厳しすぎて実質的に対応できない(油圧ショベルのキャブ生産が必須である等)。2017年6月に課税のベースを重量から馬力に変える法案の草案を入手。施行されれば実質的な増税となり、さらに競争環境がゆがめられるだけでなく、消費者の購買意欲を減退させる恐れがある。 (ただし、仮に当社のロシアにおける生産法人が を達成したとしても、外国メーカーが対応出来ない何らかのより厳格・難解な条件が設定されるであろうとの現地見解) | ・建機のリサイクル税額減額を要望する。(乗用車の例では税額はコストの1%程度とのことだが、建機の場合はコストの15%以上を占める機種もある。) ・税額の算出方法が重量から馬力ベースに変更される場合、馬力にかかる基準になる数値を下げたい。 (現状の重量ベースでは、グロス重量/ネット重量や仕様差による重量で混乱が生じた例があったが、馬力ベースではそうした | ・ロシア政府決議 417, 419, 421号(外国メーカーは基準が厳しく適用を受けられない) - 417号: 製品の保証に関する費用を一部補填する規則 - 419号: 自走車両を生産するロシア企業に対し、社員の給与のため |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-------------|------|-----|----------------------------------|---|---|---|
| 14 | | | | | 混乱はなくなるという良い見方もある。ただし、いずれにしても減額要望=基準値を下げる要望は変わらない。)) | に連邦予算から一部補助金を提供する規則 - 421号: 自走車両を生産するロシア企業に対し、生産に使用した電力料金に対し連邦予算から一部補助金を提供する規則 |
| 16 雇用 | 自動部品 | (1) | 臨時休業に対する雇用助成金の不在 | ・ロシア経済危機に直面した際、生産調整など一時的な臨時休業を設定するが、雇用継続を補助する政府助成金制度がない。 (継続) | ・臨時休業に対して政府による雇用助成金(60%など)の設定。 | |
| | 日機輸 | (2) | 有期雇用の可否 | ・有期雇用は、季節性、臨時性ある仕事のみ認められている。 | ・柔軟な要員調整が保証される制度を確立して欲しい。 | |
| 17 知的財産制度運用 | 日機輸 | (1) | 私的複製補償金制度の不透明 | ・補償金対象製品が法の趣旨に照らし適切でない。 補償金制度の内容や運用が国内外の事業者で差別的である。 補償金対象製品が国際的な潮流にそぐわない。 法に基づかない不当な脅しがなされている実態がある。 (継続) | ・問題ある制度の廃止又は見直し。 | ・政府承認(2010.10.14付No.829)の補償金の対象・金額に関する規定及び手続きに関する各規定(計4) |
| | 日機輸 | (2) | プログラムに対する特許の保護対象外 | ・ロシアの特許制度ではプログラム自体は発明として保護されないため、記録媒体を持たないネット上でのプログラム模倣品から特許権者を保護することが出来ない。 (継続) | ・プログラム自体を特許の保護対象とする。 | ・ロシア民法第4部1350条5項 |
| | 日機輸 | (3) | ロシアルートとユーラシアルートで同じ特許を出願した場合の同時成立 | ・ロシアルートとユーラシアルートで同じ特許権が共存すると、譲渡により同じ特許権を異なる権利者が所有することになってしまう。このことは、特許権が独占権であることを否定することになる。 (継続) | ・ロシアルートとユーラシアルート間で、重複特許を排除する規定を設ける。 | ・ロシア民法第4部1397条 |
| | 日機輸 | (4) | 関税同盟による特許権侵害品の流入のおそれ | ・ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの関税同盟により、三国間は自由に貿易ができる。そのため、ロシアでのみ特許権を取得していた場合(ベラルーシ、カザフスタンで未取得の場合)、ベラルーシ、カザフスタン経由で侵害品がロシアに輸入されることを税関で止めることができないケースがある。これを防ぐためには、3つの国全てで権利を取得するか、ユーラシア特許を取得する必要がある。しかし、これでは費用が掛かるし、ベラルーシ、カザフスタンで十分に権利行使できるのか不明である。 (継続) | ・ロシアで権利を取得したら、ベラルーシ、カザフスタンにも権利が及ぶようにするか、ベラルーシ、カザフスタンに入ってくる前に税関で止められるようにしてほしい。 | |
| | 日機輸 | (5) | 模倣品処理費用の負担 | ・偽造品、模造品の撲滅に向けた取組みを行っているが、没収した偽造品保管、輸送、破棄費用が負担となっている。 (継続) | ・知的財産権執行法令強化。 ・税関取締り強化。 ・偽造品輸入差止手続導入、簡素化。 ・正規輸入者に対する没収偽造品の関連費用負担軽減。 | ・ACTA-国際模造品撲滅貿易協定(2010年10月) |

| | 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|---------------------|----------------|-----|-----------------------------------|---|---|--|
| 19 | 工業規格、基準 安全認証 | 日機輸 | (1) | Gost申請における ロシア語要求 | ・三国関税同盟成立に伴う、製品安全関連規制の変更や環境関連規制の制定により、同規制の要求するロシア語やカザフ語での記載項目など、国際規格やEU法と異なる対応が要求され、負担が増加する。 (継続) | ・産業界に不要な負担が発生する為、国際規格に極力準拠し、負担を増やさない方向で進めて欲しい。 | ・関税同盟 |
| | | 日機輸 | (2) | 認証情報に関する Web公開 | ・認証取得と同時に製品のモデル名などが当局のWebサイトに公開される。製品発表前の新製品名が公開されてしまうことは販売戦略上、致命的である。 (継続) | ・企業からの申請に基づき一定期間は機密扱いとして非公開にしている国もあるので、同様に対応して欲しい。 | ・関税同盟技術基準 020/2011、004/2011 |
| 22 | 環境問題・廃棄物 処理問題 | 日機輸 | (1) | ユーラシア関税同盟版のRoHSの適用除外のEU-RoHSとの不整合 | ・2016年12月に公布され、2018年3月1日施行。 複数の適用除外においてEU-RoHSとの不整合がある。TBT通報や政府のバイ会議などで意見を具申するも受け入れられず。EU-RoHSと同内容で対応するしか無いと判断。 | ・修正されることが望ましい。 | ・TECHNICAL REGULATION of the Eurasian Economic Union “On the restriction of the use of hazardous substances in electrical and radioelectronic equipment”(TR EEU37_2016) |
| 23 | 諸制度・慣行・非 能率な行政手続 | 日機輸 | (1) | 許認可手続の複雑、頻繁な変更 | ・許認可手続に必要な書類が多く、手続きが煩雑。また、窓口ごとに対応が異なるため、その都度確認作業を行う負担が大きい。特に税務関係は書類が多く、他国に比べて多数の経理社員を必要とする原因となっている。 例：輸入手続の運用(必要書類、プロセス)が利用する通関ポイント毎に異なる。ITシステムが導入されたが提出書類が多く依然として煩雑。 (追加) | ・ホームページ等で必要書類を明確化、及び電子媒体での申請を推進。 ・税務書類の簡素化、電子化。 | |
| 24 | 法制度の未整備、突然の変更 | 日機輸 | (1) | 各種法令の未整備・頻繁な改正・解釈の不明 | ・税法・輸入通関に関する法令・安全規格関連法等、通達から実施までの期間が短く実施不可能なケースが多い。また、当局側の実際の窓口(各税関、安全規格認証機関等)に法令に関する具体的な対応策・指示が下りておらず、法令は発効しても現場での対応が不可能なケースが多発。 例)省エネ法(政府指定の認証期間でテスト、そこで合格した製品のみ輸入可能)発効も、「政府指定の機関」が未定。 通達から実施までの期間は延びたが、依然頻繁な法令変更が発生。他の法律との整合性も取れていないこともある。 (追加) | ・法令の策定時に関連する業界団体等と起こりうる課題につき事前検討が必要。 | |
| | | 日機輸 日機輸 | (2) | 個人データの国内 保管 | ・インターネットを介して情報を提供している法人としてロシア国内で6ヶ月、特定のデータ(IPアドレス、電子メール、等)を保管する必要がある。 (継続) ・事業を遂行するために(従業員、客先等)個人情報を収集しているすべての法人は、その情報をロシア国内に保存しなければならず、国外に持ち出せない。 (継続) | ・当該問題は政治的側面を持つこともあり、これまでロビーの機会がなかったが、現在連邦保安局にロビー活動中である。 | ・Federal law # 97-FZ as of 05/05/2014 ・federal law # 2420FZ |

| | 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|------|-----|-----|-----------|---|--------------------------------------|---|
| 24 | | 日機輸 | | | ・ロシア国民のプライバシー保護を名目として、利用者の個人情報の処理・保管をロシア国内で行うことを強制する法律が制定された。データの自由な流通が制限されることが懸念される。 2015年中は外資系企業への適用は当局が見送られたが、2016年からは調査が開始された。ただし、運用ルール等は明確に示されていない。 | ・当該規則を緩和して頂きたい。 ・運用ルールを明確化して頂きたい。 | |
| | | 日機輸 | (3) | 法制度の問題 | ・新法令が次々と承認され、明確に定義されないまま施行され対応を迫られるケースが非常に多い。最近でも、環境税、通行税、著作権税、派遣法など多くの法律が施行・改正され、対応が必要になっている。 | ・法規制の予見性と透明性を確保して頂きたい。 | |
| 25 | 政府調達 | 日機輸 | (1) | 情報不足 | ・政府調達に関する規則が不明確である。 | ・最新情報の確認とご提供をいただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・The Federal law dated 05.04.2013 44-FZ ・The Resolution of the Government dated 24.12.2013, No. 122 ・The Order of the Ministry of economic development dated 25 March 2014 N 155 ・The Resolution of the Government of the Russian Federation dated 16.11.2015 N 1236 |
| 26 | その他 | 日機輸 | (1) | 企業情報の開示不足 | ・協業を検討する際、相手企業の情報を把握できるような公的な開示が不十分である。 | ・差し支えない範囲で情報開示を進めていただきたい。 | |